

☆3月決算会社の経理担当者の皆様  
体調管理には十分気をつけて、決算業務  
を乗り切りましょう。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和4年4月1日

代表社員 大嶋 幸児

寒い時期も終わり桜が開花する時期となりました。これからだんだん過ごしやす季節になってきますね。

○確定申告終了

私にとって初めての確定申告シーズンが終わりました。世間では3月14日に発生したe-Taxのシステムトラブルで混乱もあったようですが、弊社では予定通り3月10日(木)に無事業務を終えることができました。ご依頼頂いた皆様のご協力はもちろん、職員の対応に改めて感謝いたします。

○成人年齢の引き下げ

2022年4月から変わることが沢山ありますが、民法の改正で成人年齢が20歳から18歳に変更されました。先月の「お知らせ」で取り上げた「鎌倉殿の13人」の主人公の北条義時は18歳の時に源平の戦いが始まったそうで、大人の世界へと仲間入りしています。

税務の世界でも成人年齢の引き下げで影響を受ける事項がいくつかあります。主なものは以下の通りです。

これからの18歳	これまでの18歳
相続の遺産分割協議書に参加できる	相続の遺産分割協議書に参加できず
相続税の未成年者控除が適用されない	相続税の未成年者控除が適用できる (20歳-18歳)×10万円
暦年贈与をする場合、贈与する年の1月1日時点で成人していればより有利な特例税率を適用できる	暦年贈与をする場合、未成年のため特例税率は使えず高い税率が適用される

これからの 18 歳	これまでの 18 歳
相続時精算課税の受贈者（もらう側）になることができる	相続時精算課税の受贈者になることができない
個人住民税が課される（ただし前年所得の金額による）	個人住民税が課されない（ただし前年所得の金額による）
税理士・公認会計士として登録できる	税理士・公認会計士として登録できない

ちなみに最後の項目ですが、これまでの税理士の最年少合格者は 20 歳、公認会計士は 16 歳だそうです。いつの日か 18 歳の税理士・公認会計士が貴社を担当させて頂く日が来るかもしれません！

## ○PMI ガイドライン

2022 年 3 月に中小企業庁から「中小 PMI ガイドライン」というものがリリースされています。[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi\\_guideline.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf)

PMI とは Post Merger Integration の略で、簡単にいうと企業買収をした後に統合効果をしっかり出すための取り組みを意味します。日本企業は企業買収をしても双方の企業の良いところをシナジーとして発揮することができず失敗に終わることも多いといわれていますが、その原因の一つに PMI をしっかりしていないケースが考えられます。

PMI は上場企業では徐々に浸透しつつありますが、中小企業ではなかなか馴染みが薄いかと思います。しかし中小企業の方が企業の独自の色が強い場合もあり、統合した企業が継続して発展していくための仕組みづくりをすることは重要かと思います。

PMI は経営統合や業務統合など様々な領域での対応が必要となりますが、中でも特に会計・財務分野でお困りの場合には弊社までご相談下さい。